別表第18 (第3条, 第18条関係):特定遺伝子組換えに係る形質、対象加工食品、対象農産物

形質	加工食品	対象農産物
ステアリドン酸産生	1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたこと	大豆
	により,左欄に掲げる形質を有しなくなったもの	
	を除く。)	
	2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(左欄に	とうもろこし
	掲げる形質を有しなくなったもの除く。)	
	2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	
エイコサペンタエン酸	1 なたねを主な原材料とするもの (左欄に掲げる形	なたね
(EPA) 産生	質を有しなくなったものを除く。)	
ドコサヘキサエン酸	2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	
(DHA) 産生		